する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を定める件)の一部を次のように改正する。き、令和元年総務省告示第二百六十六号(電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第三十二条第一項第八号の規定に基づ

令柜 年 日 日

総務大臣 金子 恭之

、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以

改 正 後	改 旧 斒
[ ・   2]	[ ・   區刊]
三 米国電気電子学会が定める規格のうち、汝のいずれかのもの	III [區 <u>4</u> ]
TEEE802. 11ah	[権設]
<u> </u>	= [區刊]
<u>。</u> [盎]	7 [匠斗]
4 [22]	〒 [屆刊]
[日~七 - 檐]	[四~九 同上]
備考(表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	